

央 整 第 1481号
令 和 5年 6月 15日

一般社団法人
島根邑智建設業協会 会長 様

島根県県央県土整備事務所長
(公 印 省 略)

県央県土整備事務所が管理する残土処理場に土砂を搬入・搬出する際の
「届出書」の改訂について(通知)

危険な盛土等の発生を防止するため、国交省において「資源有効利用促進法省令」が改正され、また、「ストックヤード運営事業者登録規程」が創設され、搬入先(残土処理場等の管理者)は、搬入元(元請け業者等)の求めに応じて「受領書」を交付するよう定められました。

「受領書」に必要事項を記載するため、県央県土整備事務所が管理する残土処理場に土砂を搬入・搬出する際に、工事の発注者から提出していただいている「届出書」を別添のとおり改訂しましたので、お知らせします。

【担当】

土木工務部 國谷
TEL:0855(72)9624